

特定農薬(特定防除資材)の検討対象としている資材の取扱い(案)についてに対する意見募集の実施結果について

平成26年3月28日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

- ・平成25年12月24日(火)～平成26年1月22日(水)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室(同時実施)

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 6通(農林水産省実施分と合算)

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

	該当箇所等	御意見の概要	御意見に対する考え方	件数
引き続き検討対象とする資材に対する意見				
1	インドセンダンの実・樹皮・葉	「インドセンダンの実、樹皮、葉」に、ニームケーキと呼ばれる、ニームオイルの絞りかすは含まれますか。	インドセンダン（別名ニーム）の実からニームオイル（ニームの抽出物）やニームケーキ（ニームの絞りかす）が作られます。このため、ニームケーキは、「インドセンダンの実・樹皮・葉」に含まれます。	1
2		「インドセンダンの実、樹皮、葉」を検討対象資材から削除して下さい。 インドセンダン(英名ニーム)の殺虫効果の主たる成分はアザジラクチンです。 アザジラクチンはポジティブリスト制度導入時に、食品衛生法第11条3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれがないことが明らかなるものとして厚生労働大臣が定める物質とされました。しかしながら、平成25年8月26日に食品安全委員会は、厚生労働省の諮問に対し、「アザジラクチンは、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるとは考えられない」と答申しています。したがって、アザジラクチンが主たる殺虫成分である当該資材を特定農薬として引き続き検討する必要性はないものと考えます。	御指摘にある食品安全委員会からの答申を受け、厚生労働省が今後の対応（「平成17年11月29日厚生労働省告示第498号（食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質）」の改正等）を検討していることは承知していません。農林水産省、環境省といたしましては、厚生労働省の対応を踏まえ、「インドセンダンの実・樹皮・葉」の特定農薬指定の可否を検討していきます。	1
3	木酢液、竹酢液	木酢液は特定農薬の検討対象資材から外すべきと考えます。 木酢液は、過去の農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会でも検討されているとおり、高濃度のホルムアルデヒドが検出されています。それについて業界団体は、特別な調整を行えばホルムアルデヒドの含有量を低減できるとしているようですが、そもそも「農薬用に調整された木酢液」というようなものは登録農薬を目指すべきと考えます。 特定農薬はその使用に制限をかけないものであり、仮に木酢液が特定農薬として指定されれば、農薬用に調整されていない木酢液がフィールドで使用されるのは当然にあり得ることです。濃度や使用量にも規定を設けられないのであれば、これは使用者および近隣者にとって危険な	御意見を踏まえ、今後、木酢液については登録の要否についても含め、専門家等の意見も聞き取りながら検討していきます。	1

		は明らかであると考えます。		
4	酒類（焼酎）	焼酎は特定農薬への指定を進めていますが、検討対象資材から外すべきと考えます。例えば、車道に程近い農地で焼酎をそのまま散布するような使用方法を取ったとき、道路を通行する子供や自動車の運転手に悪影響を与えたいと思います。	御意見は焼酎の特定農薬の指定に関することですので、平成 26 年 3 月 28 日付「次亜塩素酸水、エチレン及び焼酎を特定農薬として指定すること並びに次亜塩素酸水の参考となる使用方法等として周知すべきこと」及び「エチレン、焼酎及び既指定の特定農薬（食酢、重曹及び天敵）の周知すべき参考となる使用方法等」に対する意見募集の実施結果について」を御参照下さい。 なお、結果の概略は以下のとおりです。 焼酎については、合同会合、食品安全委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会において検討され、特定農薬として指定して問題ないとされました。 これらを受け、パブリックコメントを実施し、農業資材審議会農薬分科会に焼酎に関する御意見及び検討状況を報告したところ、焼酎については、合同会合において名称及び範囲について検討を行うこととされました。「酒類（ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン）」については農林水産省の調査では、農薬としての使用実態が現在確認されていませんが、今後、酒類の使用実態等を勘案し、合同会合で範囲及び名称等を検討する可能性があります。	1
5	その他	引き続き検討対象とする 12 資材については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成 15 年 3 月 13 日付け 14 生産第 10052 号農林水産省生産局長通知）第 2 の 3 の（ 2 ）により、「使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」に基づき、農業資材として現在も使用されている現状を踏	御指摘のとおり、特定農薬の検討対象資材については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成 15 年 3 月 13 日付け 14 生産第 10052 号農林水産省生産局長通知）において、「使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは	1

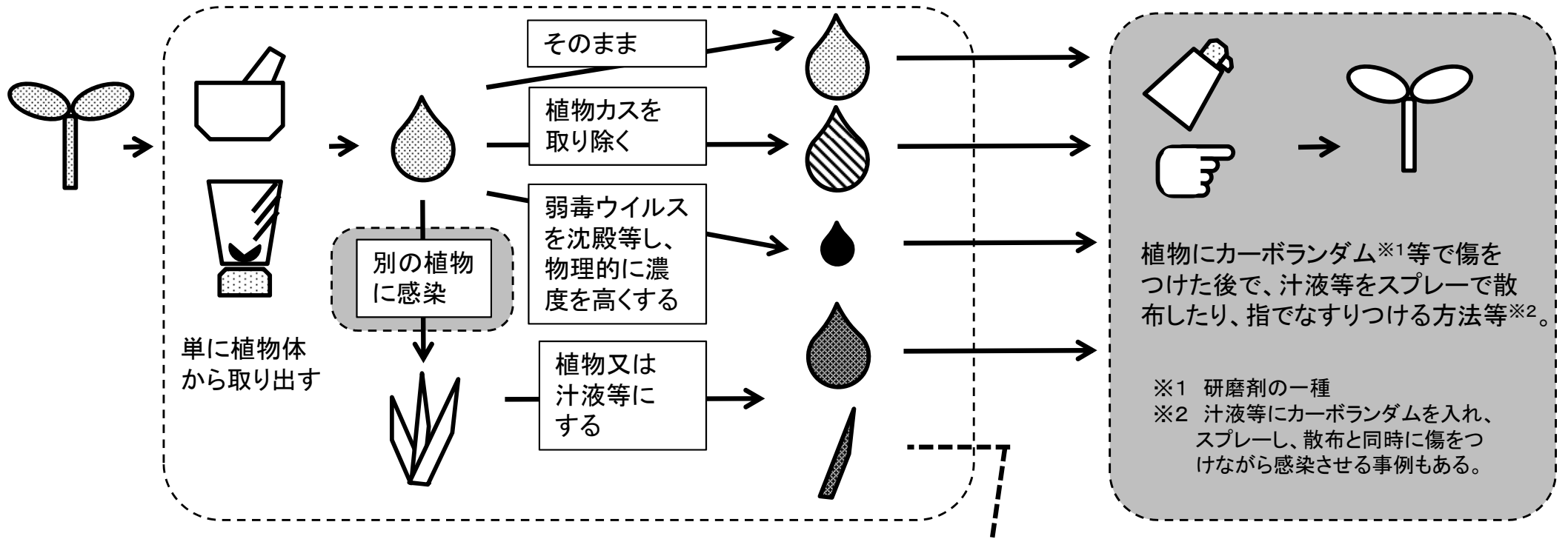
		<p>まえて、特定農薬に該当するか否かの早急な判断を要望いたします。</p>	<p>取締りの対象としないこと」とされています。検討対象資材については、農薬としての薬効や安全性について議論を進めているところです。御指摘を踏まえ、今後も、必要に応じてその整理を進めてまいります。</p>	
6	その他	<p>特定農薬の検討対象資材については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成 15 年 3 月 13 日付け 14 生産第 10052 号農林水産省生産局長通知）第 2 の 3 の（ 2 ）により、「使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」とされてきました。</p> <p>当該通知発出から 10 年以上が経過し、本通知の生産現場での混乱を回避するという所期の目的は達成できたと考えます。農作物の安全・安心が叫ばれている現在、この取扱をやめて、農業資材として使われる農薬は登録農薬と特定農薬だけにすべきと考えます。</p>	<p>特定農薬の指定の検討に当たり、平成 14 年 11 月から 12 月はじめにかけて、都道府県を通じて、広く関連する資材の情報を求めましたが、全国から約 2900 件の情報が寄せられました。これらを順次整理し、現在に至ります。今般、10 資材 について引き続き検討対象資材とし、「使用者自らが農薬と同様の効果があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」といたしますが、御指摘を踏まえ、今後も、必要に応じて、その整理を進めてまいります。</p> <p>平成 26 年 3 月 28 日農林水産省・環境省告示第 2 号（特定農薬を指定する件の一部を改正する件）が公布され、「エチレン」及び「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」が新たに特定農薬に指定されたため、引き続き検討対象とする資材は 10 資材になりました。</p>	3
農薬取締法に規定する農薬の定義に該当しないものに対する意見				
7	弱毒ウイルス 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁	<p>弱毒ウイルスを利用したウイルス病防除技術を耕種的防除法として整理することに賛成です。</p> <p>弱毒ウイルスは、病原ウイルスに直接的に働いて感染を防ぐわけではなく、弱毒ウイルスが存在する植物細胞が発揮する防衛機能が持続的に効果を示すため、「植物が後天的に持ち得た特性」と理解するのが自然です。</p> <p>一方、その特性を人為的に利用しようとした場合、その特性を有している植物の一部を付与したい植物に「移植」しなければなりません。そ</p>	<p>弱毒ウイルスを含む植物から「単に植物体から取り出した形として使用する方法（耕種的防除法）」には、別添のとおり、次の方法が考えられます。</p> <p>汁液等単に植物体から取り出したものをそのまま他の植物に感染させて使用する方法 汁液等単に植物体から取り出したものから植物カスを取り除いたものを他の植物に感染させて使用</p>	1

<p>液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。</p>	<p>の際の方法として、接木、あるいは汁液接種等の方法が考えられます。しかし、それらの方法だけでは弱毒ウイルスの感染力が弱いことがあるため、その特性が被接種植物に移らないこともあります。そこで、弱毒ウイルスが存在する植物の汁液を濃縮して接種するなど、技術的な工夫が必要になります。</p> <p>このため、今回判断された「耕種的防除法」の範囲内の方法として、次も範疇に含めて判断していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弱毒ウイルスを保有している植物の汁液から汁液カスをガーゼ等で取り除き、その中の弱毒ウイルスを「濃縮」して利用する方法。 <p>ただし、その汁液に安定化試薬等を混入し凍結乾燥することで製剤化を図るような場合は、生物農薬としての取扱とすべきと考えます。</p> <p>濃縮する方法として、遠心機などを用いた物理的な手法、増殖能の優れた他の植物への接種による生物的な手法があります。</p>	<p>する方法 汁液等単に植物体から取り出したものの中の弱毒ウイルスを沈殿等し、物理的に濃度を高くしたものを感染させて使用する</p> <p>御指摘の方法は、これらの方法に含まれるものと考えております。</p> <p>一方、弱毒ウイルスを含む植物の汁液に安定化試薬等を混入し凍結乾燥することで製剤化したものは、御意見のとおり、農薬として登録すべきものになります。</p> <p>また、「汁液等単に植物体から取り出したもの」、「汁液等単に植物体から取り出したものから植物カスを取り除いたもの」及び「汁液等単に植物体から取り出したものの中の弱毒ウイルスを沈殿等し、物理的に濃度を高くしたもの」を自分で作製し、使用する場合、農薬の販売に該当しませんが、農作物の病害防除を目的に販売（販売以外の授与も含まれます。）する場合、「無登録であると疑われる資材に係る製造者、販売者などへの指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号農林水産省消費・安全局長通知）に従い、製造者、販売者等への指導を行うこととなります。</p> <p>他の植物には、弱毒ウイルスがよく増える植物を含みます。</p>	
----------------------------------	--	---	--

注：一通の意見に複数の意見が含まれているものもあるため、件数は重複しており、合計は意見提出数と一致しません。

弱毒ウイルスの利用方法

単に植物体から取り出した形として使用する方法



植物として使用する方法

